

## 平成20年度財務監査(6)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成20年11月4日および同月5日の2日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成20年度の土木工事が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき計画および設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

ウ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 路面改良工事(その8) [練馬区石神井台五丁目 地内 他1か所]

イ 練馬区立電車の見える公園整備工事[練馬区北町一丁目38番 地内]

ウ 練馬区立光が丘第七小学校校庭整備工事[練馬区光が丘二丁目6番 地内]

エ 道路改良工事(その1) [練馬区大泉学園町八丁目 地内]

##### (5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部 土木部 計画課、工事課および公園緑地課

#### 2 監査の結果

適正に執行されており、指摘すべき事項はなかった。